



発行 東京都

目次

○平成三十一年度管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……………一
……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）……………一
告 示（公）

○警備員等の検定の実施（二件）……………一
○警備員指導教育責任者講習の実施（二件）……………三
○機械警備業務管理者講習の実施……………七
公 告

○屋外広告物講習会の開催……………七
……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………七
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………八
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………八

告 示

●東京都告示第十四号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のよ

うに指定する。

令和元年五月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビルB棟九階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

ア 令和二年二月十日、同月十七日及び同月十八日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番地十一

イ 令和二年二月十日、同月十七日及び同月十八日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

(二) 管理美容師

ア 令和二年二月十日、同月十七日及び同月十八日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番地十一

イ 令和二年二月十日、同月十七日及び同月十八日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

ウ 令和二年二月二十五日、同年三月三日及び同月九日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

エ 令和二年三月十日、同月二十三日及び同月二十四日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

三 受講料

一万六千円

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第10号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。
令和元年5月10日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和元年8月17日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和元年10月12日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

<p>4 検定予定人員 60名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和元年7月8日（月曜日）及び同月9日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 令和元年7月17日（水曜日）から同月19日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、</p>	<p>横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p>	<p>●東京都公安委員会告示第11号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和元年5月10日 東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験</p>	<p>令和元年8月17日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 令和元年10月12日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第5号の警備業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る規則第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。）</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 受検対象者 (1) 規則第4条に規定する2級の検定（核燃料物質等危険物運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>6 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p>
---	--	---	---

<p>(1) 検定申出の受付期間 令和元年7月10日(水曜日)及び同月11日(木曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和元年7月17日(水曜日)から同月19日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 エ 前(2)のウに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在</p>	<p>明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び可燃燃料物質等危険物運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第12号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教</p>	<p>育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和元年5月10日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和元年8月26日(月曜日)から同月29日(木曜日)までの4日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 140名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下</p>
--	--	--

<p>「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定期則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に</p>	<p>6 従事しているもの</p> <p>受講申出の要領</p> <p>受講申込み先に先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和元年7月25日（木曜日）及び同月26日（金曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（3837）2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち110名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和元年8月9日（金曜日）までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員</p>	<p>指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書の代わりに提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p>
--	---	---

<p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>エ 前6の(3)のフ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>（フ）前6の(3)のフに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p> <p>（イ）前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のフ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和元年8月16日(金曜日)から同月19日(月曜日)までの2日間(日曜日及び土曜日を除く。)</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 23,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>	<p>電話 03(3581) 4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第13号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和元年5月10日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和元年7月22日(月曜日)から同月24日(水曜日)までの3日間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 70名</p> <p>5 受講対象者</p>	<p>法第2条第1項に定める警備業務のうち、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。))又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。))の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。))第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。))に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。))の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。))に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。))第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。))に合格し</p>
--	--	---

<p>た者</p> <p>イ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日</p> <p>令和元年6月18日(火曜日)及び同月19日(水曜日)の2日間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>電話 03(3837)2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法</p> <p>受講対象者のうち45名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>電話受付予約終了後から令和元年7月3日(水曜日)までの間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p>	<p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p>	<p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>エ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間</p> <p>令和元年7月11日(木曜日)及び同月12日(金曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料</p> <p>14,000円</p>
--	---	--

- 9 問合せ先
- (1) 一般社団法人東京都警備業協会
電話 03 (5818) 6070
 - (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第14号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月10日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

- 1 講習の実施期間及び時間
令和元年7月30日（火曜日）から同年8月2日（金曜日）までの4日間
午前9時から午後5時まで
- 2 講習の実施場所
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会研修室
- 3 講習予定人員
40名
- 4 受講申出の要領
受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

- (1) 受講申出の受付期日
令和元年7月1日（月曜日）
午前9時から午後5時まで
- (2) 受付専用電話
一般社団法人東京都警備業協会
電話 03 (3837) 2160

5 申込手続

- (1) 受付期間
電話受付予約終了後から令和元年7月16日（火曜日）の間
午前9時から午後5時まで
- (2) 受付場所
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会
- (3) 申込書類
機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

6 受講料納入手続

- (1) 受講料納入の受付期間
令和元年7月23日（火曜日）及び同月24日（水曜日）の2日間
- (2) 受付場所
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会
- (3) 受講手数料
38,000円

7 問合せ先

- (1) 一般社団法人東京都警備業協会
電話 03 (5818) 6070
- (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

公 告

屋外広告物講習会の開催について

東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号）第四十七条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和元年五月十日

東京都知事 小 池 百合子

第一 受講対象者

東京都内において、屋外広告業を営んでいる者又は営もうとする者

第二 講習会の期日、科目、時間割及び内容

期 日	科 目	時 間 割
令和元年八月二十七日（火曜日）	屋外広告物の法 規	午前九時四十五分から午後零時四十五分 まで
同日	屋外広告物の表示の方法	午後一時四十五分から午後四時四十五分 まで
令和元年八月二十八日（水曜日）	屋外広告物の施設	午前九時四十五分から午後三時四十五分 まで
二 講習内容及び時間		
（一）屋外広告物の法規 三時間		
屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）		

東京都屋外広告物条例及び東京都屋外広告物条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第二百二十三号)を中心とする屋外広告物に関する法令について

(二) 屋外広告物の表示の方法 三時間

都市の良好な景観の形成と屋外広告物の意匠、色彩及び形状との調和の在り方について

(三) 屋外広告物の施工 五時間

屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策及び施工管理について

第三 受講定員 二百一人(先着順)

第四 受講科目の一部免除

次のいずれかに該当する者は、科目(屋外広告物の施工に限る。)の受講を免除する。免除を希望する者は、屋外広告物講習会受講申込書に、これらの資格を証する書面を添付すること。

一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定する建築士

二 電気工事士法(昭和三十五年法律第三百三十九号)第二条第四項に規定する電気工事士又はネオン工事に係る同法第四条の二に規定する特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者

三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

四 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づく準則訓練(帆布製品製造科の準則訓練に限る。)を修了した者、職業訓練指導員免許(帆布製

品科の免許に限る。)を受けた者又は技能検定(帆布製品製造の技能検定に限る。)に合格した者

第五 講習会の開催場所

東京都社会福祉保健医療研修センター一階 講堂(文京区小日向四丁目一番六号)

第六 申込手続

一 申込受付期間

令和元年六月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)まで

二 申込受付場所

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 新宿区西新宿二丁目八番一号(東京都庁第二本庁舎十二階中央)

電話〇三(五三八八)三三三五

三 申込方法

屋外広告物講習会受講申込書に必要事項を記入し、受講手数料を添えて申込受付場所に直接提出すること。

屋外広告物講習会受講申込書は、令和元年五月十三日(月曜日)から、申込受付場所、区役所、市役所又は瑞穂町役場の屋外広告物担当窓口で配布する。申込みは、先着順に受け付け、受講票を交付する。郵送による申込みは、受け付けない。

四 受講手数料

四千九百円

受付後の受講手数料は、返還しない。

第七 屋外広告物講習会修了証の交付

講習会を修了した者には、屋外広告物講習会修了証を交付する。

第八 講習会の受講を要しない者

次のいずれかに該当する者については、屋外広告業の登録の際に、講習会の修了者と同様に扱う。

一 道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が行う屋外広告物法第十条第二項第三号口の講習会を修了した者

二 職業能力開発促進法に基づく準則訓練(広告美術科の準則訓練に限る。)を修了した者、職業訓練指導員免許(広告美術科の免許に限る。)を受けた者又は技能検定(広告美術仕上げの技能検定に限る。)に合格した者

三 屋外広告物法第十条第三号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者(屋外広告士)

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和元年五月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和元年五月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名
（仮称）イオンタウン稲城
- 二 店舗所在地
稲城市東長沼千二百五十四番一
か
- 三 設置者名
イオンタウン株式会社
- 四 設置者住所
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五
番地一
- 五 小売業を行う者の
氏名又は名称
イオンマーケット株式会社ほか未
定
- 六 新設をする日
令和元年十二月十日
- 七 店舗面積の合計
三千五百平方メートル
- 八 駐車場の位置及び
収容台数
店舗内ほか 百六十五台
- 九 駐輪場の位置及び
収容台数
店舗南西側ほか 二百七十八台
- 十 荷さばき施設の位
置及び面積
店舗内ほか 二百二十六平方メ
ートル
- 十一 廃棄物等の保管
施設の位置及び
容量
店舗内ほか 二十七・三七立方メ
ートル
- 十二 小売業を行う者
の開店時刻
午前七時
- 十三 小売業を行う者
の閉店時刻
午後十時四十五分
- 十四 来客が駐車場を
利用することが
できる時間帯
午前六時四十五分から午後十一時
まで
- 十五 駐車場の自動車
二箇所 店舗南側ほか

の出入口の数及
び位置

十六 荷さばき施設に
おいて荷さばき
を行うことがで
きる時間帯
午前六時から午後十時まで

十七 届出日

平成三十一年四月九日

十八 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）

十九 縦覧期間

令和元年五月十日から同年九月十
日まで。ただし、東京都の休日に
関する条例（平成元年東京都条例
第十号）に定める休日を除く。

二十 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

